

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

【事例】

Xは、1973年11月から1993年10月まで、厚生年金保険の被保険者資格を有していたが、その間、複数の事業所に勤務しており、記号番号の異なる3通の年金手帳の支給を受けていた。

1989年11月頃、Xは日常生活中の事故で負傷し、1994年頃に厚生年金保険法（以下「法」という。）に基づく障害年金の支給裁定を請求した。その際、Xは、年金額計算の基礎となる平均標準報酬月額が高い水準で算定されればよいと考えて、請求書には敢えて最後に交付された年金手帳の記号番号しか記入しなかった。その結果、Xが他に2通の年金手帳の支給を受けていたことは見過ごされ、Xは1994年6月1日に、社会保険庁長官（当時）であるAから、受給権の発生を1992年11月とする障害年金の支給裁定（以下「前裁定」という。）を、本来よりも高い年金額で受けた。

ところが、Xが2014年9月に、B社会保険事務所に赴き老齢年金の受給の可否について相談をしたことをきっかけとして、前裁定に誤りがあったことが判明した。そこで、厚生労働大臣であるCは、2014年10月15日に前裁定を取り消した上で、1992年11月に遡って年金額を減額する旨の再裁定処分（以下「本件処分」という。）を行った。また、本件処分の結果、過去の年金の支給分について過払い金が発生したが、B社会保険事務所の担当職員は、そのうちの過去5年分を分割して返還を求める旨をXに書面で通告した。

Xは、妻と未成年の2人の子と暮らしているが、年金以外に一家の収入はない。Xは、今後支払われる年金が減らされるとともに、過払い金を返還しなければならないことになると、一家の生計は非常に苦しくなり、本件処分に不服である。そこで、Xは2014年10月末に、本件処分に対する法的手段について相談するため、弁護士Jの事務所を訪れた。

相談を受けたJの立場に立って、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。なお、法の抜粋を資料として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

Xが、行政事件訴訟法に定められた訴訟を提起する場合、誰を被告として、どのような訴訟を提起すべきか。その際に特に注意すべき訴訟要件も指摘しながら述べなさい。なお、仮の救済の手段については検討しなくてよい。（20点）

〔設問2〕

〔設問1〕で述べた訴訟において、本件処分が違法と判断される見込みにつき、Xにとって有利な事情および不利な事情を具体的に指摘しながら検討しなさい。なお、手続の瑕疵の問題には触れなくてよい。（30点）

【資料】厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抜粋）

（審査請求及び再審査請求）

第90条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から60日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3, 4 (略)

（不服申立てと訴訟との関係）

第91条の3 第90条第1項又は第91条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。